

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!



最強鋼管杭基礎誕生!

『拡頭構造』+『拡底構造』+『高支持力』だから、e-pile

(某)マンション新築工事



工事名	某 マンション新築工事
施工地	神奈川県藤沢市
用途	共同住宅
構造	壁式鉄筋コンクリート造(WRC)
階数	地上3階

☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。

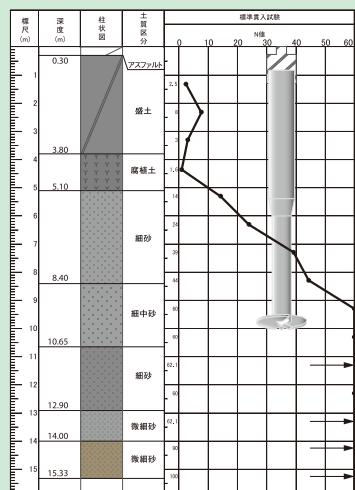


心より感謝いたしました。

杭の種類

φ267.4 mm-(拡頭径)φ355.6 mm L=8.53m Dw650 mm 7set
φ318.5 mm-(拡頭径)φ406.4 mm L=8.555m Dw700 mm 11set
φ355.6 mm-(拡頭径)φ508.0 mm L=8.708m Dw750 mm 5set

ボーリング柱状図



△ 本物件は湘南地区の国道沿いに建設される(某)マンション新築計画の杭基礎工事です。

課題となった点は、調査結果より地層上層部は盛土・腐植土で構成されており含水比等、周辺土壤環境の配慮と計画規模から経済性の高い鋼管杭での対応が可能か問われました。

◎ e-pile工法は、平成24年10月この厳格な時代、新たに拡頭構造が加わり国土交通省大臣認定を取得しました。拡頭径はφ216.3mm～φ508.0mmまでの幅広いラインナップで、これによる高い経済性と安全性の高評価をいただき採用となりました。

環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



钢管杭基礎総合メーカー
Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>



3 e

e-pile工法は钢管杭の特徴である長い支持力、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、「3e」をテーマとしたecology（環境性）、economy（経済性）、evolution（革新性）を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財團法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つのとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。



排土量が少ない鋼管杭

エコマーク認定番号
第08 131 022号

钢管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

地盤評価センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



建設労働需給調査結果 平成24年10月度

●職種別の状況(原数值)

- 8職種全ての職種において技能労働者が不足傾向にある。最も不足傾向が大きいのは、鉄筋工(建築)(4.4%の不足)となっている。
- 型わく工(建築)については、過不足率の対前年増減が2.1ポイント減であり、最も減少幅が大きくなっている。

	今月過不足率	前月過不足率	対前月増減	前年同月過不足率	対前年増減
型わく工(土木)	0.9%	1.0%	△0.1	1.8%	△0.9
型わく工(建築)	2.0%	1.9%	0.1	4.1%	△2.1
左官	0.6%	0.7%	△0.1	1.1%	△0.5
とび工	1.3%	1.1%	0.2	1.6%	△0.3
鉄筋工(土木)	4.3%	6.3%	△2.0	2.8%	1.5
鉄筋工(建築)	4.4%	3.5%	0.9	5.3%	△0.9
6職種計	2.2%	1.9%	0.3	2.9%	△0.7
電工	0.3%	0.9%	△0.6	0.3%	0.0
配管工	0.7%	0.6%	0.1	0.2%	0.5
8職種計	1.5%	1.5%	0.0	2.0%	△0.5

※過不足率の△は過剰、△が無いものは不足を示す。

調査結果のポイント

- 本調査結果は、平成24年10月10日～20日までの間の1日(日曜、休日を除く)を調査対象日として調査しています。
- 全国の8職種の過不足率は、9月の1.5%の不足から10月は1.5%の不足と前月と同じ不足率となりました。
- 東北地域の8職種の過不足率は、9月2.3%不足から10月は2.4%と0.1%ポイント不足幅が拡大しました。
- 今後の労働者の確保に関する見通しについては、全国及び東北地域とも「普通」となっています。

●地域別の状況(原数值)

- 8職種計において、沖縄を除く9地域で技能労働者が不足傾向であった。特に九州の不足率が大きい(2.7%の不足)。
- 8職種計過不足率を前年同月と比較すると、関東が1.6ポイントの減り、全国で最も減少幅が大きくなっている。

	8職種計過不足率			6職種計過不足率		
	今月	前年同月	対前年増減	今月	前年同月	対前年増減
北海道	2.0%	3.1%	△1.1	1.6%	3.7%	△2.1
東北	2.4%	2.9%	△0.5	3.4%	3.6%	△0.2
関東	2.4%	4.0%	△1.6	3.7%	5.3%	△1.6
北陸	0.7%	0.1%	0.6	0.5%	0.2%	0.3
中部	2.1%	1.3%	0.8	2.5%	1.9%	0.6
近畿	0.7%	0.4%	0.3	3.3%	1.5%	1.8
中国	0.3%	1.8%	△1.5	0.2%	2.8%	△2.6
四国	2.5%	2.1%	0.4	2.2%	4.2%	△2.0
九州	2.7%	1.6%	1.1	4.2%	2.3%	1.9
沖縄	0.0%	0.1%	△0.1	0.0%	0.1%	△0.1

※過不足率の△は過剰、△が無いものは不足を示す。 詳しくは国土交通省のホームページをご確認下さい。



健康コラム

生活習慣病、「肥満」パート2

11月号に引き続き生活習慣病特集です!

さて皆さん!突然ですが必要以上にエネルギーを摂っていませんか? 肥満している人は大抵「私はたいして食べていない」と言います。

しかし、こういう人たちに食事日記をつけてもらうと、多くの人は必要以上にエネルギーを摂っているのです。

まずは標準体重と活動量から必要なエネルギーを計算し、1日の適正なエネルギー量を知っておきましょう。

1日に必要なエネルギー(kcal)

=標準体重(kg)×標準体重1kg当たりに必要なエネルギー

標準体重の算出式

身長×身長×22
(m) × (m)

活動別・標準体重1kg当たりの一日に必要なエネルギー

軽労作(デスクワークが主な人)	25~30kcal
普通の労作(立仕事の多い職業)	30~35kcal
重い労作(力仕事の多い職業)	35~ kcal

(日本糖尿病学会編 糖尿病治療ガイド)



エネルギーを
摂りすぎる人の
よくあるタイプ

1. 食べる量が多すぎるタイプ。

2. 間食やお酒のエネルギーを計算に入れていないタイプ。

食べすぎるタイプの人には多く見られるのは、家族全員がたくさん食べる家庭であること。その家庭ではそれがふつうだと思っていますので、食べすぎの自覚がないのです。

対策としてはエネルギー量が表示された料理ブックなどを見て、その量に注目してみましょう。きちんとばかりで測ってレシピの通りに作ってみるといいですね。そうすると、自分たちがどれだけ多く食べていたかがわかります。また早食いも食べる量が多くなる要因の1つです。

中高年になって太り出した人のなかには、太っていないかった若い頃と同じ量を食べている人がいます。

年齢とともに基礎代謝量は減ってきてるので、若い頃と同じように食べていたら、食べすぎになってしまいます。

また、間食・ジュース・お酒などのエネルギー量を食べている計算に入れていない人たちは、「果物だから大丈夫」と和菓子は低エネルギーよなど、思い込んで、安心してたくさん食べていることもあります。

自分がこれらのタイプの食べすぎになっていないか振り返って、エネルギーの摂りすぎに注意しましょう。



ストレス解消と規則正しい生活も重要

食べる量や食べ方、運動量のほか、ストレスの解消や生活のリズムに気を付けることも、肥満の予防や改善にとって大切なことです。

ストレスを解消するために飲んだり食べたりすぎ、肥満になってしまふ人は、意外に多いのです。失恋や仕事の失敗から暴飲暴食をする、といったことが習慣になってしまふんですね。生活をしていればストレスがあるのはあたりまえですが、もっと健康的な方法で解消したいですね。

パート3へ続く!

参考:厚生労働省ホームページ

経理マンが行く



所得税

今冬は暖冬傾向にあると言われていますが、一方で東京では雪が多くなるという見通しもあるそうです。どうやら、エルニーニョ現象が影響しているとか。エルニーニョ現象とは「太平洋赤道域の日付変更線付近から南米のペルーア沿岸にかけての広い海域で、海面水温が平年よりも高くなり、その状態が1年程度続く現象」のことだそうです。

ちなみに、気象庁は今年の7月にエルニーニョ現象が発生したと発表しました。エルニーニョ現象が発生している時、日本の冬(12月~2月)の天候の特徴のひとつとして東日本、西日本、および沖縄・奄美で平均気温の高い傾向があるんだそうです。

暖かい冬といいながら東京で雪とはなんとも不思議ですね。

さて、今回は基本的な所得税の計算方法についてお話ししたいと思います。

所得税は個人の所得に対してかかる税金で、現在は10種類の所得に分類されています。例えば、配当金は配当所得、不動産賃貸収入は不動産所得、給料・賃与は給与所得、などです。これらの所得を分類し計算した金額から所得控除といいうものを差し引きます。

所得控除とは、個人的な事情を考慮するための控除項目で、たとえば妻や子がいれば配偶者控除や扶養控除として、生命保険料を支払っていれば生命保険料控除として、それぞれ所得から控除することができます。このような所得控除は全部で14種類あります。年末調整で控除できるのは11種類です。年末調整で控除できない3種類(医療費控除・雑損控除・寄付金控除)について控除をしたい場合には、別途確定申告をしなければなりません。

所得控除を差し引いた後は、税金の計算をします。

まず、所得控除を差し引いた残額に一定の税率を乗じて所得税を計算します。その後、所得税から税額控除を差し引きます。税額控除とは、住宅借入金等特別控除などです。これらの計算を経てその人が本来納付すべき所得税額

【所得計算の流れ】

- ①所得の合計を計算する… 紙与所得=紙与・賞与収入-紙与所得控除など 10種類
- ②所得控除をする… 基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除など
- ③税率を計算する… (所得合計-所得控除)×税率
- ④税額を控除する… 住宅借入金等特別控除など

★確定申告でしか出来ない控除があります!

…医療費控除・雑損控除・住宅借入金等特別控除の1回目などです。

これらは確定申告で申告しましょう。

